

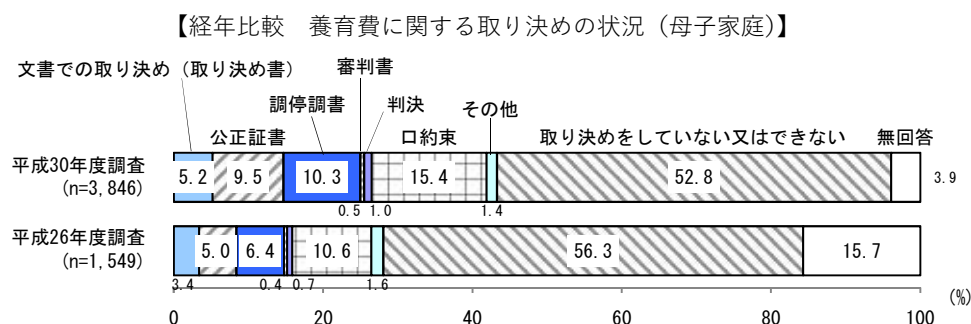
(3) 養育費・面会交流について

ア 養育費の取り決め状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は 43.3%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は 27.9%、「公正証書など強制執行が可能な文書（債務名義）」で取り決めを交わしている割合は 21.3%となっています。

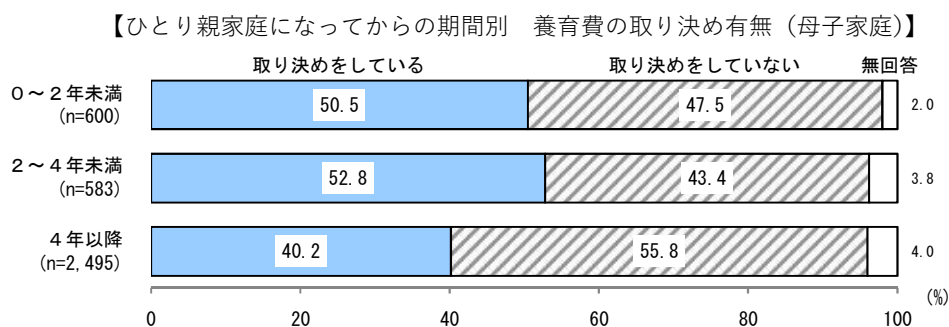
平成 26 年度調査と比較しますと、「何らかの取り決め」は 15.2 ポイント、「何らかの文書で取り決め」は 10.4 ポイント、「債務名義化した文書で取り決め」は 8.8 ポイント増加しています。

しかし「取り決めをしていない又はできない」が 5 割を超えており、養育費の取り決めの重要性の啓発や相談等の支援が必要です。

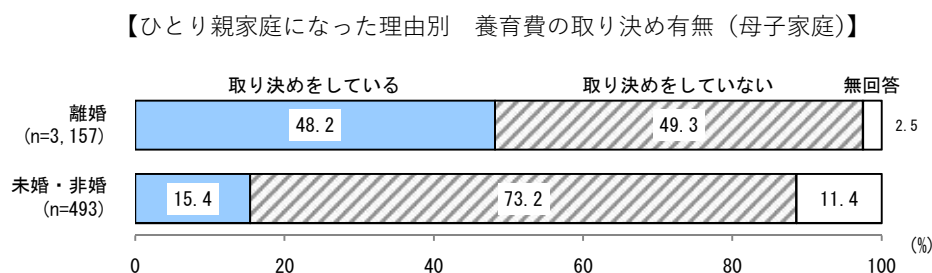


母子親家庭になってからの期間別でみると、「取り決めをしている」割合が、4 年未満で 5 割を超える一方、4 年以降になると約 4 割になっています。

民法の改正や養育費の取り決めの重要性の理解が進んでいることがあらわれています。



母子親家庭になった理由別でみると、離婚のひとり親家庭で、「取り決めをしている」割合は 48.2%に対し、未婚・非婚のひとり親家庭は 15.4%であり、養育費の取り決めが困難な実情があらわれています。

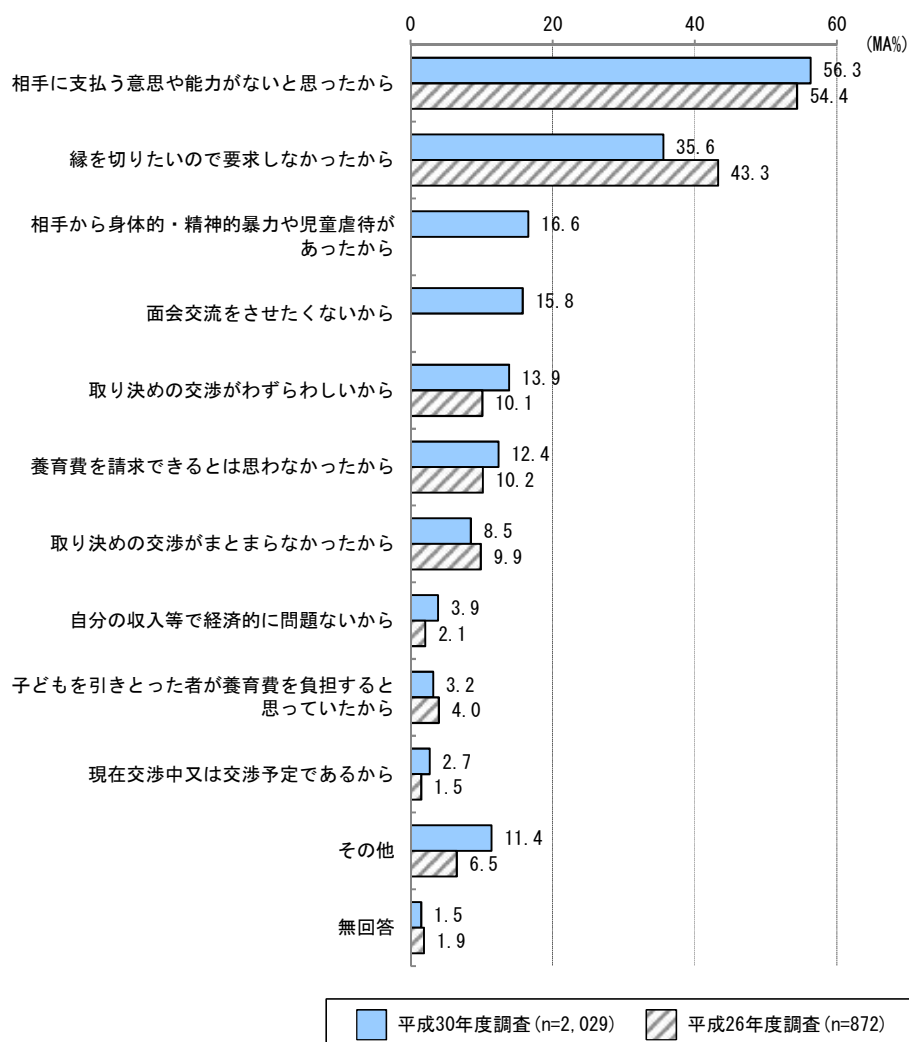


イ 養育費の取り決めをしていない（できない）理由

「養育費の取り決めをしていない又はできない」と回答した人に、その理由をたずねると、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が56.3%で最も多く、次いで「縁を切りたいので要求しなかったから」が35.6%、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」が16.6%、「面会交流をさせたくないから」が15.8%となっています。

平成26年度調査の状況と大きく違いはなく、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」といった理由に対しては慎重な対応が求められるものの、養育費の確保に積極的に取り組めるような支援が必要です。

【図 5-1②-1 経年比較 養育費の取り決めをしていない理由（母子家庭）】



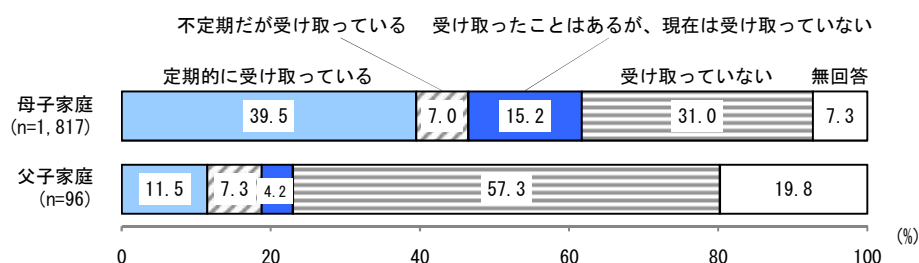
※平成26年度調査では「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」と「面会交流をさせたくないから」の選択肢は設けられていない。

ウ 養育費の受け取り状況①

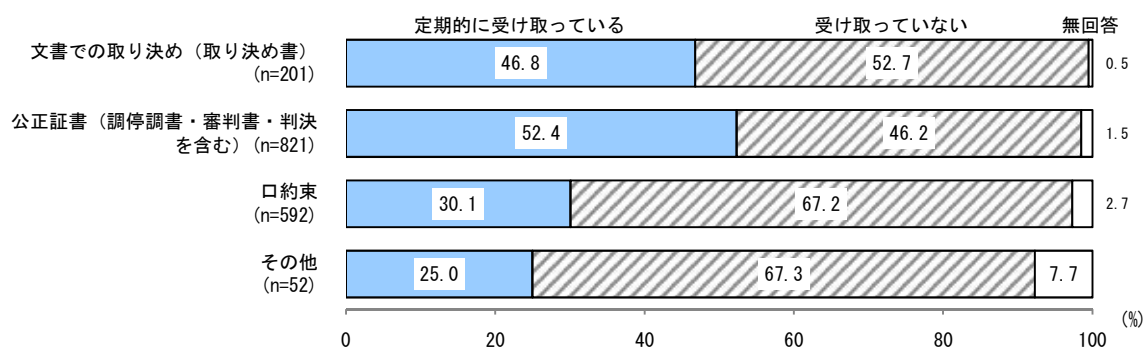
養育費の取り決めをしている母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は39.5%となっていますが、養育費の取り決め内容別で受け取り状況をみると、「公正証書などの文書」が52.4%で最も高く、債務名義化の促進が有効であることがわかります。

また、養育費の取り決め額については、母子家庭の平均額は月額5.0万円となっています。

【養育費の受け取り状況（取り決めをしている家庭）】



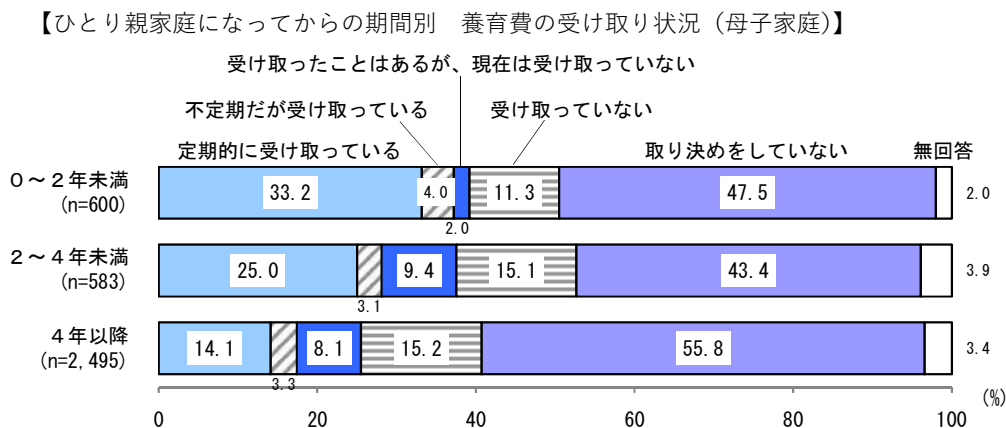
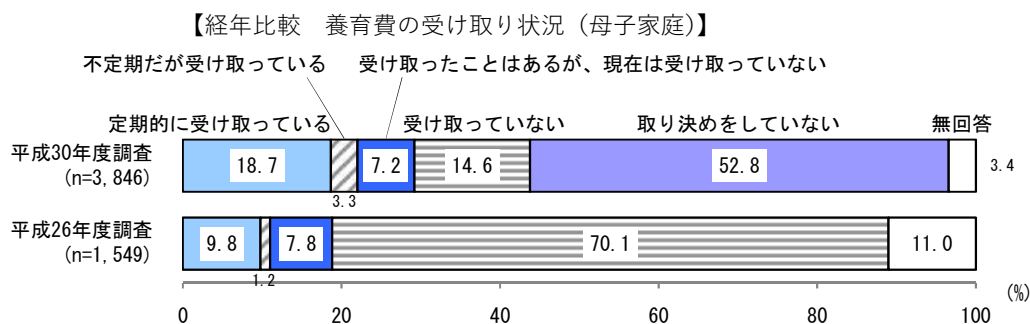
【養育費の取り決め内容別 養育費の定期的な受け取り状況（母子家庭）】



エ 養育費の受け取り状況②

養育費の取り決めをしていない（できない）方も含めた全母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は18.7%、「不定期の受け取り」も含めた「受け取っている」割合は22%となっています。平成26年度調査と比較すると、「定期的に受け取っている」が8.9ポイント、「受け取っている」が11ポイント増加しています。

しかし、「受け取っていない（取決めをしていないを含む）」家庭が大半であり、ひとり親家庭になってからの期間別でみると、期間が長くなるほど受け取る割合が低くなるのがわかります。養育費を取り決めても、支払いが滞ることが多く、養育費の継続した履行確保が課題となっています。



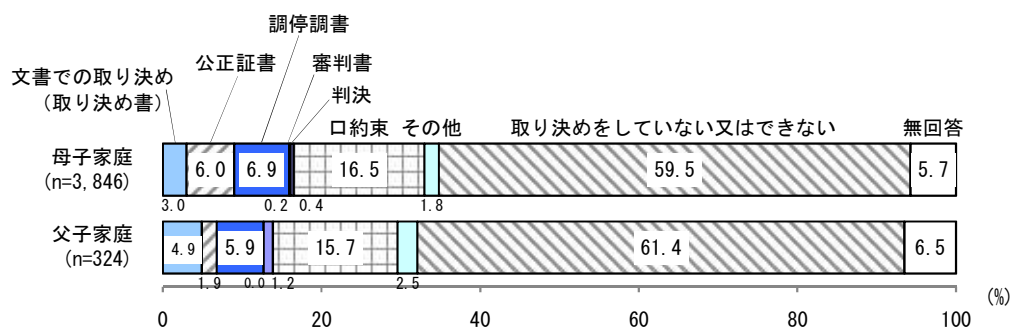
オ 面会交流の状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は 34.8%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は 18.3%、「公正証書など債務名義化した文書で取り決め」を交わしている割合は 13.5%となっています。

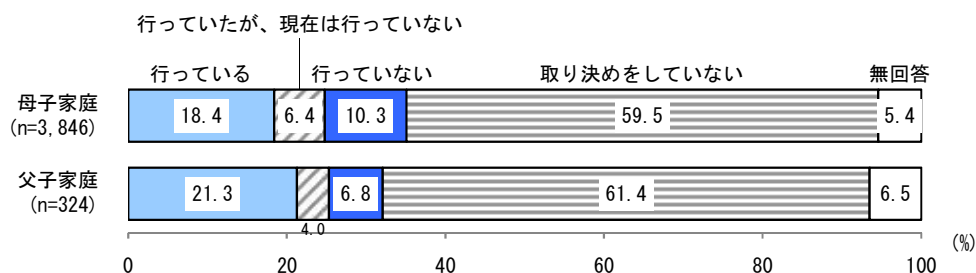
一方、父子家庭では、「何らかの取り決め」の割合は 32.1%、「何らかの文書で取り決め」の割合は 16.4%、「債務名義化した文書で取り決め」の割合は 9%となっています。

しかし、母子家庭、父子家庭とも「取り決めをしていない又はできない」の割合が 6 割程度で、面会交流の実施状況をみても、母子家庭が 18.4%、父子家庭が 21.3%と低い状況であり、面会交流の取り決めの重要性の啓発等の支援が必要です。

【面会交流の取り決めの状況】



【面会交流の実施状況】



(4) 経済的な状況について

ア 年間の収入状況

母子家庭では、同居親族を含む自身の世帯の年間総収入は「200～250 万円未満」が 10.2%で最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は 290.8 万円となっています。

そのうち、自身の年間総収入では「100～150 万円未満」が 13.0%で最も多く、平均額は 240.7 万円となっており、自身の年間就労収入でも「100～150 万円未満」が 12.7%で最も多く、平均額は 229.2 万円となっています。

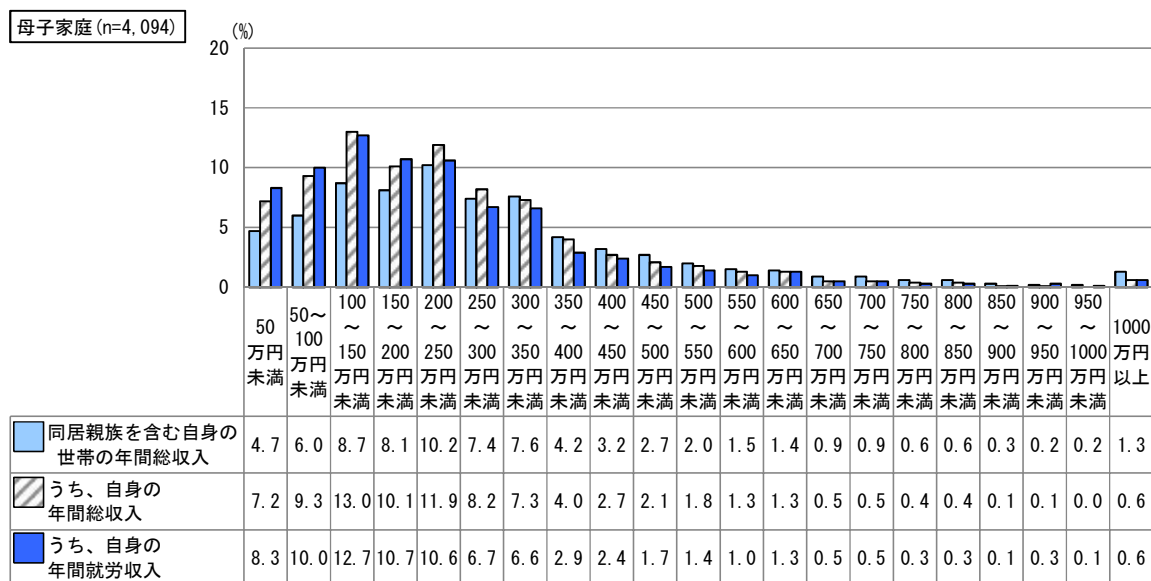
父子家庭の年間の収入状況については、同居親族を含む自身の世帯の年間総収入では「400～450 万円未満」と「500～550 万円未満」が同率で 6.9%と最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は 486.5 万円となっています。

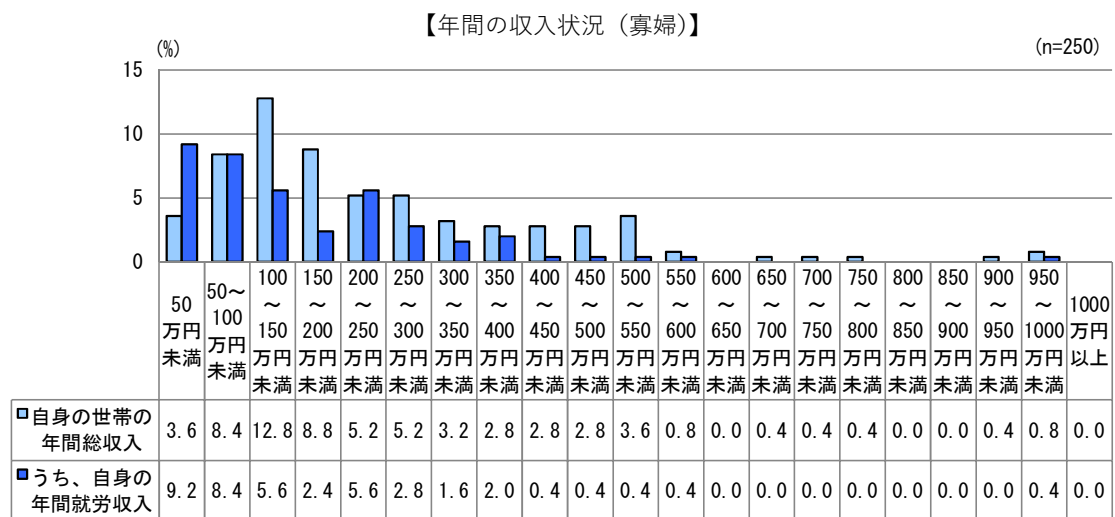
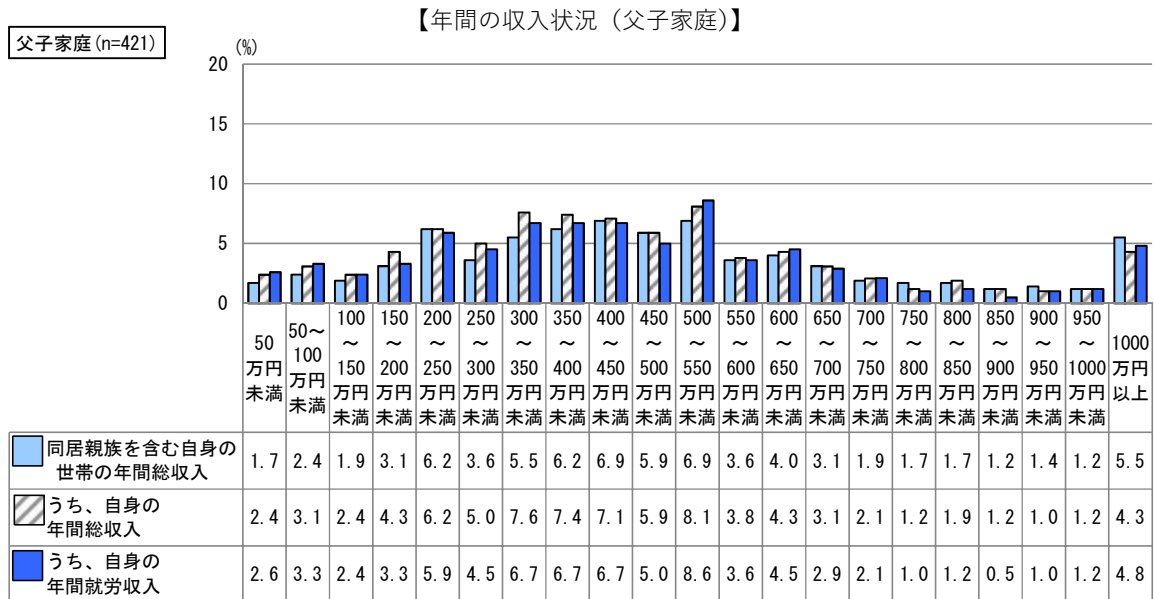
そのうち、自身の年間総収入では「500～550 万円未満」が 8.1%で最も多く、平均額は 454.0 万円となっており、自身の年間就労収入でも「500～550 万円未満」が 8.6%で最も多く、平均額は 454.1 万円となっています。

寡婦の年間の収入状況については、自身の世帯の年間総収入では「100～150 万円未満」が 12.8%で最も多く、各項目を代表値に変換して算出した平均額は 247.4 万円となっています。

そのうち、自身の年間就労収入では「50 万円未満」が 9.2%で最も多く、平均額は 163.3 万円となっています。

【図 4-2-1 年間の収入状況（母子家庭）】





[参考：各項目の代表値]

選択肢	代表値 (万円)	選択肢	代表値 (万円)
50万円未満	25	550～600万円未満	575
50～100万円未満	75	600～650万円未満	625
100～150万円未満	125	650～700万円未満	675
150～200万円未満	175	700～750万円未満	725
200～250万円未満	225	750～800万円未満	775
250～300万円未満	275	800～850万円未満	825
300～350万円未満	325	850～900万円未満	875
350～400万円未満	375	900～950万円未満	925
400～450万円未満	425	950～1,000万円未満	975
450～500万円未満	475	1,000万円以上	1025
500～550万円未満	525		

イ 主な属性別 自身の年間総収入の平均値

【主な属性別 代表値による算出の自身の年間総収入の平均値（母子家庭）】

母子家庭全体：240.7万円					
母親の年齢別	16～19歳	25.0 万円	母親の最終学歴別	中学校	156.4 万円
	20～24歳	114.0 万円		高等学校	209.3 万円
	25～29歳	158.4 万円		短大・専修学校（専門課程）	260.8 万円
	30～34歳	196.8 万円		大学	354.1 万円
	35～39歳	232.7 万円		その他	301.1 万円
	40～44歳	257.8 万円	現在の就業形態別	正社員・正規職員	357.8 万円
	45～49歳	263.5 万円		パート・アルバイト・臨時職員	156.3 万円
	50～54歳	266.5 万円		派遣社員	217.0 万円
	55～59歳	256.1 万円		自営業主	307.4 万円
	60歳以上	190.0 万円		自営業の手伝い（家族従事者）	196.4 万円
期間別 ひとり親家庭になったからの	1 年未満	189.4 万円	家庭で内職・在宅ワーク	138.0 万円	
	1 年	203.9 万円	無職（専業主婦を含む）	95.8 万円	
	2 年	219.1 万円	その他	194.8 万円	
	3 年	252.2 万円	現在の職種別	専門知識・資格・技術をいかした仕事	341.0 万円
	4 年	233.7 万円		管理的な仕事	441.9 万円
	5 年	254.4 万円		事務的な仕事	271.0 万円
	6～10年	255.1 万円		営業・販売の仕事	224.4 万円
	11～20年	261.0 万円		サービスの仕事	178.8 万円
21～30年	246.4 万円	運輸・通信の仕事	201.7 万円		
なつたり親家庭に理由別	死別	265.0 万円	製造・技能・労務の仕事	178.8 万円	
	離別	239.2 万円	その他	241.3 万円	
	未婚・非婚	232.3 万円			
	その他	244.8 万円			

※回答者のみの平均額とする。